

平成18年度第2回府中市情報公開・個人情報保護審議会次第

平成18年11月9日(木) 午前10時
市役所 北庁舎 第5会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 個人情報の収集に係る諮問について(審議事項)

資料1-1

資料1-2

(2) 個人情報を取り扱う事務の変更について(報告事項)

4 その他

5 閉会

18府総広発第 号

平成18年11月9日

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 山 上 義 人 様

府中市長 野 口 忠 直

個人情報の収集について（諮問）

本市では、府中市庁舎及びその敷地における安全を確保するため、今年度から、庁舎内に防犯カメラを設置し、その運用を開始します。これにあたっては、府中市個人情報の保護に関する条例第7条第2項第9号の、本人以外からの個人情報の収集を行うこととなります。

つきましては、「府中市庁舎防犯カメラの設置及び管理運用」事業において行う、これらの個人情報の収集の可否について、府中市情報公開・個人情報保護審議会のご意見を答申くださいますよう、お願い申し上げます。

諮問事務一覧表

1 条例第7条第2項第9号の規定により諮問する事務（収集の制限）

	個人情報を取り扱う 事務の名称	事務の対象となる個 人の範囲	収集する情報の内容	担当部課
1	府中市庁舎防犯カメ ラの設置及び管理運 用	防犯カメラの設置場 所を通過する者	顔、体形など容姿	財務部 管財課

府中市庁舎防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市庁舎及びその敷地における防犯カメラの設置及び管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として不特定の者が出入りする場所を撮影するため、市庁舎及びその敷地に設置する映像撮影装置で、映像表示及び映像記録の機能を有するもの（犯罪の予防を副次的な目的としているものを含む。）をいう。
- (2) 映像 防犯カメラにより撮影された映像であって、当該映像から特定個人を識別することができるものをいう。
- (3) 映像データ 映像を電磁的媒体に記録した情報をいう。
- (4) 記録装置 映像を電磁的媒体に記録する装置をいう。
- (5) 電磁的媒体 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で記録されるための媒体をいう。

（職員の責務）

第3条 職務上、映像データの内容を知り得る職員（管理委託施設の業務に従事する者を含む。以下「職員」という。）は、この要綱に基づき防犯カメラの適正な運用に努めなければならない。

2 職員は、映像データの内容を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（管理責任者の設置）

第4条 防犯カメラを設置した施設に、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、当該施設の管理を所管する課の課長相当職にある者をもって充てる。

（管理責任者の責務）

第5条 管理責任者は、この要綱に基づき防犯カメラの適正な管理運用を図らなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラの管理運用に関する業務を委託する場合は、この要綱に基づく責務を当該受託者に遵守させなければならない。

(防犯カメラの設置に関する表示)

第6条 管理責任者は、防犯カメラの撮影対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示するものとする。

(記録装置の設置に係る措置)

第7条 管理責任者は、記録装置の設置場所について、管理責任者の許可を受けた者以外の立入りを禁止する等の措置を講じることにより、映像データの漏えいの防止に努めなければならない。

(防犯カメラの作動時間)

第8条 防犯カメラの作動時間は、原則として執務時間（府中市の執務時間に関する規則(平成元年3月府中市規則第7号)第1条に規定する執務時間をいう。)以外の時間とする。ただし、執務時間内に犯罪が発生した場合は作動させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総務部情報システム課事務室内外に設置する防犯カメラの作動時間は、終日とする。また、北庁舎駐車場に設置する防犯カメラの作動時間は駐車場が可動している時間とする。

(映像データの保管方法)

第9条 管理責任者は、映像データを記録した電磁的媒体を保管する場合は、当該電磁的媒体を施錠のできるキャビネット等に保管し、紛失、盗難、散逸等の防止を図らなければならない。

2 管理責任者は、次条に規定する映像データの保存期間が経過した後は、速やかに当該映像データの消去又は当該映像データを記録した電磁的媒体の破砕等の処理を行わなければならない。

(映像データの保存期間)

第10条 映像データの保存期間は、次に掲げる場合を除き、原則として7日間とする。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による保存期間の延長の要請を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

(映像データの管理等)

第11条 前2条に定めるもののほか、映像データの管理、利用、提供等に関する

る事項は、府中市個人情報の保護に関する条例（平成15年6月府中市条例第8号）に定めるところによる。

（雑則）

第12条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。